平成２３年（フ）第３９４６号
大阪市東成区玉津３丁目14番22―406号
債務者　金田保男こと　金　　保男
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９４９号
大阪府枚方市星丘４丁目22番１―303号
債務者　山下ゆかり
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９５１号
大阪府東大阪市若江西新町１丁目13番13号リバーサイドヴィラ301号
債務者　西村千代子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９６２号
大阪市住之江区南港中５丁目３番41―307号
債務者　末永　雅代
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９６５号
大阪市住吉区苅田３丁目８番14号　早川グリーンマンション303号
債務者　島田　ユキ
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９７０号
大阪市鶴見区緑３丁目９番11号　202号
債務者　小松　和美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９７６号
大阪市生野区中川東１丁目11番23号　シュウ中川東401
債務者　前川善美子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９７７号
大阪市旭区今市１丁目６番28号　坂下ビル301
債務者　松永　康晴
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９８９号
大阪市平野区加美正覚寺４丁目４番10―407号
債務者　平松明日香
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９９０号
大阪府寝屋川市香里北之町６番17―1302号
債務者　楠本　澄代
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１号
北海道天塩郡豊富町字豊富西４条４丁目
債務者　福地　純子（旧姓池永）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第２７号
山形県米沢市東２丁目８番51号コーポイースト106号室
債務者　上石留美子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第４７号
山形県東置賜郡高畠町大字糠野目251番地
債務者　佐野　弘秋
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第４８号
山形県東置賜郡高畠町大字糠野目251番地
債務者　佐野きよ子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第５４号
山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町172番地
債務者　猪川　　諭
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第５７号
山形県米沢市大字上新田2333番地の13
債務者　斎藤智恵子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第５８号
山形県東置賜郡川西町大字荏529番地
債務者　富澤　美一
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第３９５号
埼玉県川越市南大塚５丁目20番地15、土地の名称地番変更前埼玉県川越市大字南大塚1265番地247
債務者　小澤　正憲
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部